



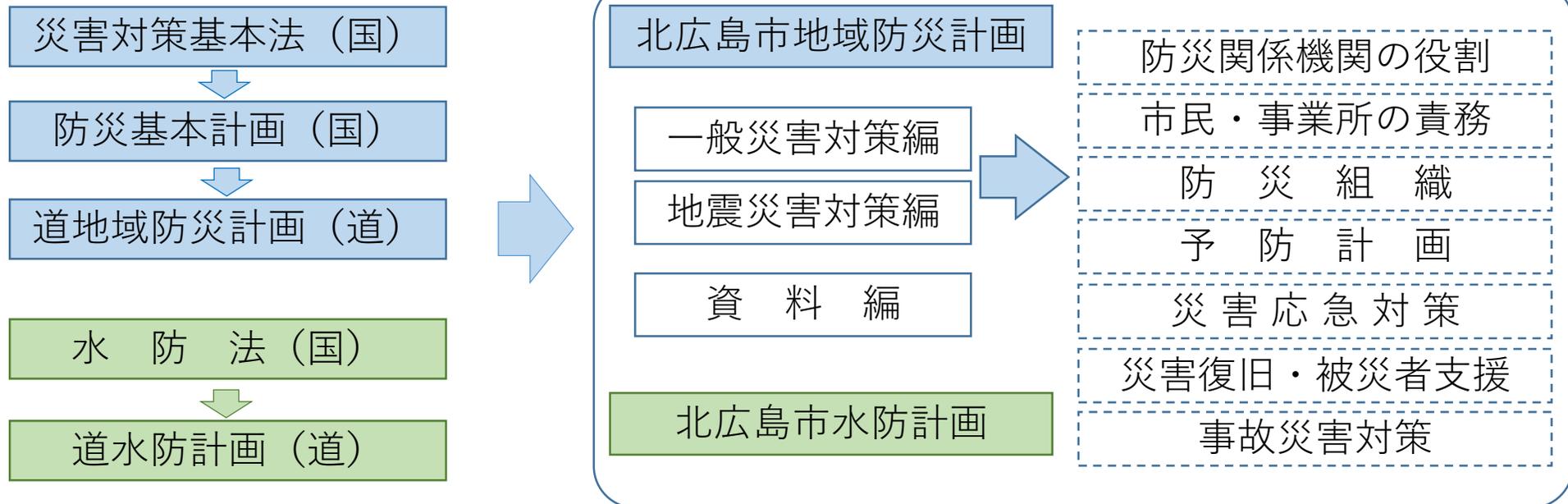
北広島市地域防災計画・水防計画の修正の概要

—本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画—

① 計画修正の趣旨

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風等、近年発生した災害の検証、頻発する自然災害に対応した円滑かつ迅速な避難の確保及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえた災害対策基本法や防災基本計画の改正など、国の各種制度改正をはじめ、北海道地域防災計画の修正、胆振東部地震対応検証報告の反映、災害対策本部訓練の実施成果などを踏まえ、所要の修正を行うもの

② 計画の構成





③北広島市地域防災計画の主な修正内容

平成30年北海道胆振東部地震対応検証報告（北広島市）を踏まえた修正

- ・ 災害対策本部各部班の編成について、平常時の部長職等を軸とした体制となるよう、部班編成及び事務分掌の見直しを実施（第3章第1節）
- ・ ペットの同行避難に対応するためのスペースの確保について、施設管理部局が指定管理者等との間で平素取るべき措置について付記（第5章第4節）

令和2年度北広島市災害対策本部訓練（令和3年1月）の実施成果に伴う修正

- ・ 避難所施設開錠及び安全確認等の要領について整理（第5章第4節）
- ・ 感染症拡大防止に対応した専用避難所の開設及び発熱者用等専用の避難所開設について整理（第5章第4節）

災害対策基本法改正（令和3年5月20日）に伴う修正

- ・ 災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告・避難指示を一本化（第5章第4節 他）

防災基本計画等の修正に伴う修正

- ・ 感染症対策下における避難所の過密抑制等の対策推進を規定（第1章第3節）
- ・ 警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記（第3章第2節、第5章第4節）

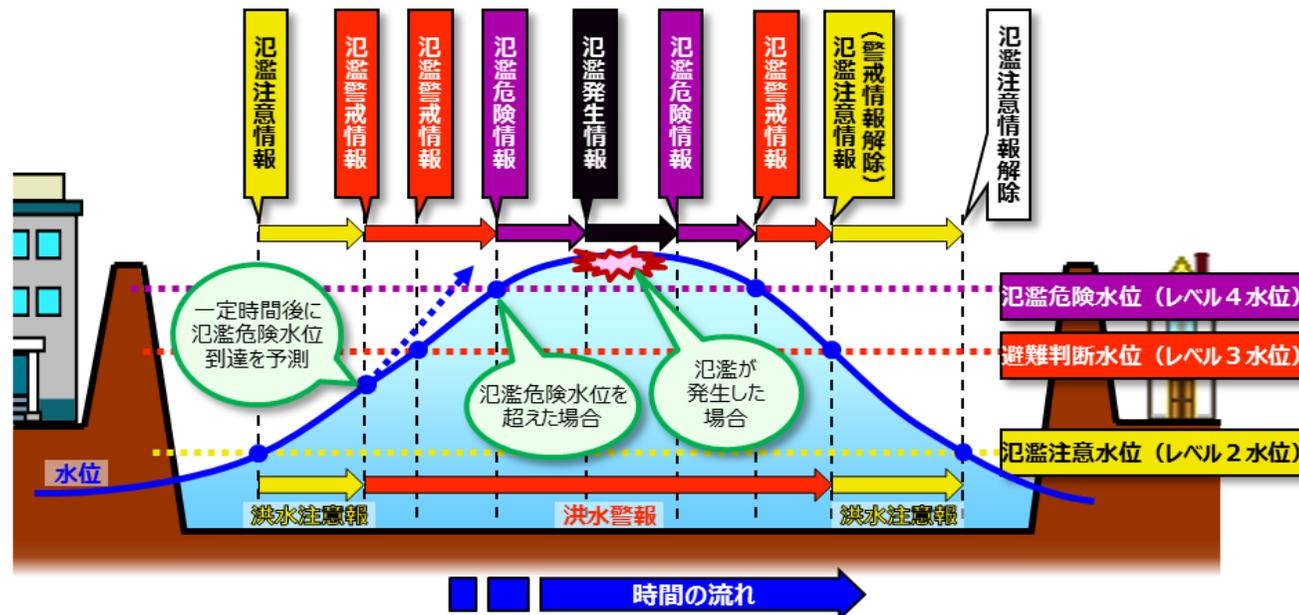


④北広島市水防計画の主な修正内容(1/2)

災害対策基本法の一部改正（避難勧告・避難指示の一本化）を踏まえた修正

- 指定河川洪水予報の種類、発表基準及び住民等に求める行動の段階について、視覚的に理解容易なよう、図表をもって追記（第2章第3節）

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】





④北広島市水防計画の主な修正内容(2/2)

- 指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係について、各警戒レベルに応ずる「市民に求める行動」について、より具体的に記述（第2章第3節）

予報文の表題 〔洪水予報種類〕	水位の名称 ○は旧名称	発表基準	市民に求める行動	警戒レベル
○○川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(氾濫発生)	氾濫の発生 (レベル5)	市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保	警戒レベル 5相当
○○川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険水位(レベル4)に到達	市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断	警戒レベル 4相当
○○川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	避難判断水位 (特別警戒水位)	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外も避難の準備をしたり自ら避難を判断	警戒レベル 3相当
○○川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認	警戒レベル 2相当
(発表なし)	水防団待機水位 (通報水位・ 指定水位)			



⑤ スケジュール

- 8月6日 庁議（改正付議）
- 8月16日～9月15日 パブリックコメントの実施
- 9月3日 総務常任委員会（改正実施報告）
- 9月下旬 庁議（パブリックコメント意見等の反映報告）
- 9月下旬 北広島市防災会議の開催、計画の決定
- 10月 総務常任委員会（改正済計画の報告）
- 10月 北海道への報告